

住吉町内会

自主防災会規約

2019年4月改訂

2024年5月改訂

住吉自主防災会規約

第1章 名称

(名称)

第1条 この会は、住吉自主防災会(以下「本会」という。)と称し、事務所は住吉町内会に置く。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、地域住民の相互扶助精神に基づいて住民一人一人が自主的な防災活動を行うことで、地震その他の災害(以下「地震等」という)による被害を防ぎ、あるいはその軽減を図ることを目的とする。

第3章 構成員

(構成員)

第3条 本会は、住吉町の区域内に居住する住民、世帯(事業所を含む。)を持って構成する。

第4章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、地域住民の参加により、次のような事業を行う。

- (1) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に資するための地域の災害危険個所の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備等に関すること。
- (5) 災害発生時における情報の収集、伝達、出火防止・初期消火、救出、救護、避難誘導、給食給水、避難行動要支援者対策等の応急対策に関すること。
- (6) その他、本組織の目的を達成するために必要な、他組織との連携等に関すること。
- (7) 自主防災リーダー講習への参加、女性防火クラブの活動支援をすること。
- (8) 防犯・事故防止に関すること。

第5章 役員

(役員および任期)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 (町内会長が就任することができる)
- (2) 副会長 (会長が任命する)
- (3) 防災委員 (町内各地区より1名以上、地区委員および地区住民から会長が任命する)
- (4) 会計 (町内会会計があたる)
- (5) 監事 (町内会監事があたる)

2 役員の任期は2年、ただし再任を妨げない。

3 任期は会計年度とし、欠員による役員は前任者の残存期間とする。

第6章 役員の任務

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおり。

- (1) 会長 本組織を代表し、諸活動の指示・統括にあたる。
災害時には本部長として指揮を執り、行政の災害本部との連絡調整に当たる。
また、町内会の防災減災施設の整備、災害復旧計画の立案を行う。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。
- (3) 防災委員 住民に対する啓発活動や防災活動に携わるとともに、地区防災会議を運営する。
- (4) 会計 本会の会計事務を処理する。
- (5) 監事 会計経理を監査する。

第7章 防災計画の策定及び運用

(防災計画)

第7条 本会の目的を達成するために、「地区防災計画」「住吉町防災マニュアル」を策定し、毎年その内容を確認の上、必要に応じて改正を行うとともに「地区防災計画」に基づいて、年度ごと防災事業計画を立案し、具体的活動を実施する。

第8章 会議と議決

(会議)

第8条 会議は、自主防災会総会及び役員会ならびに地区防災会議とする。

(自主防災会総会)

- 第9条 1 自主防災会総会は年1回開催する。特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 2 自主防災会総会は全構成員をもって開催する。
 - 3 自主防災会総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改訂に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改訂に関する事。
 - (3) 防災事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
 - 4 議決事項は、会の出席者の過半数をもって決する。
 - 5 自主防災会総会は議事録を作成しなければならない。
 - 6 自主防災会総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

- 第10条 1 自主防災役員会は年4回開催し、次の事項を審議し、実施する。
また、必要があるときは自主防災臨時役員会を会長が招集する。
- ア) 第7章の年度の防災事業計画の策定。
 - イ) 予算計画の決定、事業報告及び決算に関する事。
 - ウ) 自主防災会総会により委任された事。
 - エ) その他役員会が特に必要と認めた事。
- 2 自主防災役員会議決したときは、組織会議に報告する。
 - 3 自主防災役員会の議決は出席者の過半数による。
 - 4 自主防災役員会の議長は役員の中から選出する。
 - 5 自主防災役員会は議事録を作成しなければならない。

(地区防災会議)

- 第11条 1 地区防災会議は各地区の防災委員と組長を主たる構成員として年2回開催し、次の事柄を審議並びに実施する。
- 2 「地区防災計画」「住吉町防災マニュアル」に基づいて地区住民に防災意識の啓蒙を図る。
 - 3 各地区の実情に基づいた「災害時の課題」を検討して「地区防災計画」「住吉町防災マニュアル」の改定案を提示する。
 - 4 防災倉庫の内容を点検し、必要に応じて入れ替え並びに追加を申請する。
 - 5 地区防災会議メンバーは「地域支援者」として、各地区の「避難行動支援者」を認識し、災害発生時には避難支援並びに安否確認を心がける。

第9章 会計

(会計)

第12条 本会の収入は、町内会、安城市からの助成金、補助金、その他をもってこれに充てる。

支出は、町内会総会で決議された予算にもとづき、会の目的に沿って行なう。

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第10章 監査

(会計監査)

- 第13条 1 会計監査は、毎年1回監事が行う。また、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監事は、会計監査の結果を自主防災会総会に報告しなければならない。

第11章 雑則

(雑則)

第14条 この規約に定めない事項で本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(付則)

この規約は、平成20年4月1日から実施する。
規約改訂、令和6年5月10日に改訂施行する。

